

健感発0716第3号
平成26年7月16日

各

| |
|--------|
| 都道府県 |
| 保健所設置市 |
| 特別区 |

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

（公 印 省 略）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第13条
第1項の規定に基づく届出の基準について（一部改正）

本日、中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令（平成26年政令第256号）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第257号）、検疫法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第258号）、中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令第三条第一項の規定による感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定の準用についての読替えに関する省令（平成26年厚生労働省令第81号）及び検疫法施行規則の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第82号）が公布されたところである。

これを踏まえ、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第13条第1項の規定に基づく届出の基準について」（平成17年6月20日健感発第0620002号当職通知）の別紙「獣医師の届出基準」の一部について、別添の新旧対照表のとおり改正し、平成26年7月26日から適用することとしたので御了知いただくとともに、貴管内市町村、関係機関等に周知願いたい。

(別添)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第13条第1項の規定に基づく届出の基準について」

新旧対照表

平成26年7月16日付け健感発0716第3号

| 新 | 旧 | | | | | |
|---|--------------------|------|-------------------|--------------------|-----------------|--|
| <p>(別紙)</p> <p>獣医師の届出基準</p> <p>第1～第9 (略)</p> <p>第10 中東呼吸器症候群</p> <p>1 定義 <u>コロナウイルス科ベータコロナウイルス属のMERS (Middle East Respiratory Syndrome) コロナウイルスによる感染症である。</u></p> <p>2 対象となる動物 <u>ヒトコブラクダ</u></p> <p>3 動物における臨床的特徴 <u>多くは無症状又は、軽度の呼吸器症状(発熱、咳、鼻水、痰、食欲不振など)を呈すると考えられている。</u></p> <p>4 届出基準 <u>(1) 獣医師は、次の表の左欄に掲げる検査方法により、ヒトコブラクダ又はその死体について中東呼吸器症候群の病原体診断をした場合には、法第13条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による届出を行わなければならない。この場合において、検査材料は、同表の右欄に掲げるもののいずれかを用いること。</u></p> <table border="1" data-bbox="264 1098 1081 1334"> <thead> <tr> <th data-bbox="264 1098 705 1155">検査方法</th> <th data-bbox="705 1098 1081 1155">検査材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="264 1155 705 1241">PCR法による病原体の遺伝子の検出</td> <td data-bbox="705 1155 1081 1334" rowspan="2">咽頭拭い液、鼻腔拭い液、乳、尿、糞便</td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 1241 705 1334">ウイルス分離による病原体の検出</td> </tr> </tbody> </table> | 検査方法 | 検査材料 | PCR法による病原体の遺伝子の検出 | 咽頭拭い液、鼻腔拭い液、乳、尿、糞便 | ウイルス分離による病原体の検出 | <p>(別紙)</p> <p>獣医師の届出基準</p> <p>第1～第9 (略)</p> <p>(新設)</p> |
| 検査方法 | 検査材料 | | | | | |
| PCR法による病原体の遺伝子の検出 | 咽頭拭い液、鼻腔拭い液、乳、尿、糞便 | | | | | |
| ウイルス分離による病原体の検出 | | | | | | |

(2) 獣医師は、臨床的特徴、血清学的状況又は疫学的状況からヒトコブラクダ又はその死体が中東呼吸器症候群にかかっている疑いがあると診断し、又はかかっていた疑いがあると検案した場合は、(1)にかかわらず、病原体診断を待たず法第13条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による届出を行わなければならない。

新

別記

保健所コード

感染症発生届（動物）

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第13条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日（平成 年 月 日）

獣医師の氏名 _____ 印

（署名又は記名押印）

診療に従事する施設の名称 _____

上記施設の所在地・電話番号 _____ 電話（ _____ ）

（施設がない場合は獣医師の自宅の住所・電話番号を記載）

Table with 4 rows: 1 動物（死体）の所有者の氏名, 2 動物（死体）の所有者の住所, 3 動物（死体）の所在地, 4 動物が出生し、若しくは捕獲された場所又は飼育され、若しくは生息していた場所

Table with 2 main sections: 5 感染症の名称及び動物の種類 (listing various diseases like Ebola, Marburg, etc.), 6 診断方法 (listing methods like antigen test, serology, etc.)

Table with 8 main sections: 8 動物の症状及び転帰, 9 初診年月日, 10 診断(検査※)年月日, 11 死亡年月日(※), 12 推定される感染時期・感染原因, 13 同様の症状を有する他の動物(死体)の有無, 14 人と当該感染動物との接触の状況

この届出は、診断後直ちに行ってください。

1及び2欄については、所有者以外の者が管理する場合にはその者の氏名及び住所、又は動物の所有者がない又は明らかでない場合においては占有者の氏名及び住所、所有者又は占有者が法人の場合においては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地をそれぞれ記入すること。5、6及び12～14欄は該当する番号等を○で囲み、9～11欄については年月日を記入すること。※は、死亡した動物を検査した場合のみ記入すること。

旧

別記

保健所コード

感染症発生届（動物）

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第13条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日（平成 年 月 日）

獣医師の氏名 _____ 印

（署名又は記名押印）

診療に従事する施設の名称 _____

上記施設の所在地・電話番号 _____ 電話（ _____ ）

（施設がない場合は獣医師の自宅の住所・電話番号を記載）

Table with 4 rows: 1 動物（死体）の所有者の氏名, 2 動物（死体）の所有者の住所, 3 動物（死体）の所在地, 4 動物が出生し、若しくは捕獲された場所又は飼育され、若しくは生息していた場所

Table with 6 main sections: 5 感染症の名称及び動物の種類, 6 診断方法, 7 獣医師が感染症の発生の予防及びまん延の防止のために必要と認める事項

Table with 8 main sections: 8 動物の症状及び転帰, 9 初診年月日, 10 診断(検査※)年月日, 11 死亡年月日(※), 12 推定される感染時期・感染原因, 13 同様の症状を有する他の動物(死体)の有無, 14 人と当該感染動物との接触の状況

この届出は、診断後直ちに行ってください。

1及び2欄は、所有者以外の者が管理する場合にはその者の、又は動物の所有者がない又は明らかでない場合においては占有者の氏名及び住所、所有者又は占有者が法人の場合には、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。5、6、12から14欄は該当する番号等を○で囲み、9～11欄は年月日を記入すること。※は、死亡した動物を検査した場合のみ記入すること。